

荒川区認証保育所への保育料補助(代理申請制度)について

(施設等利用費及び認証保育所等保育料補助制度(代理申請制度))

補助要件を満たす保護者の方が所定の手続きを行うと、区が施設へ直接補助金を支払います。保護者の方が施設へ支払う保育料の額からは「あらかじめ補助額が引かれている」ため、保育料の負担が軽減されます。

本補助(代理申請)制度は、荒川区内の花さと保育園に通う3～5歳児のみが対象です。



1 制度の概要

国の幼児教育・保育の無償化制度(施設等利用費)と、区の認証保育所等保育料補助制度により、要件を満たすお子さんの保育料を補助します。

※認証保育所に通う0～2歳児のお子さんについては、本補助とは別の制度である減額制度を導入し、保育料の負担軽減を図っています。

2 対象者

花さと保育園に通う3～5歳児クラスのお子さん。

3 補助の要件と提出書類

① 補助要件(次の全てに当てはまる方が補助の対象です。)

- ・保護者及び対象児童がともに、荒川区に住所を有していること
- ・対象児童が、施設利用時に荒川区から「保育の必要性の認定(※)」を受けていること
- ・月の初日に在籍し、月ぎめ契約をしていること

※保育の必要性の認定とは

- ・保護者の就労等、保育の必要性があると認められる事由に該当する場合で、所定の手続きを行うと認定されます。荒川区保育課入園相談係(本庁舎2階⑭番窓口)で手続きをしてください(認定の申請や変更等は、補助金とは別の手続きです)。
- ・認定期間は遡ることができません。制度の利用を希望する場合には、必ず施設を利用する前に手続きをしてください。なお、保育の必要性の事由を確認できる書類が必要なためお早めにご相談ください。
- ・詳細は荒川区ホームページ[荒川区 保育の必要性](#) → [検索](#) 又は【ページID 2958】で検索

② 補助の対象費用

月極保育料、月極延長保育料(スポット延長保育料は対象外)、給食費

③ 補助額

上限6万円

(内訳) 国の幼保無償化 37,000円 + 区の認証保育所等保育料補助制度 23,000円

令和8年10月以降は、国の無償化分が40,300円となり、上限63,300円となる予定です。

※利用施設の月ぎめの基本保育料と補助限度額6万円のどちらか低い方の額を補助します。

入園料や行事費などは補助の対象になりません。

<補助額と保育料の計算例>

月ぎめ保育料が65,000円で3歳児の場合

- ・保護者が施設へ支払う額 5,000円(上限額を超えた額)
- ・区から園へ支払う補助額 60,000円(上限額までの額)

④ 提出書類

- ・委任状
- ・荒川区施設等利用費の支給及び認証保育所等保育料補助金にかかる同意書兼世帯状況確認書
- ・保育の必要性の認定にかかる書類

▶新たに認定を取得する方

必ず施設を利用する前に荒川区保育課入園相談係で認定を取得する手続きをしてください

（施設等利用給付認定・変更申請書及び保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等）を提出）

▶既に認定をお持ちの方（毎年度 10 月に現況確認を行います）

現況届及び保育の必要性を確認できる書類（就労証明書等）

※保育の必要性の認定を取得した時から、保護者の就労等の状況が変わった場合には、認定の要件が変更又は消滅する場合がありますので、入園相談係へご連絡の上、必要なお手続きをお願いします。また、認定期間が切れていないかご確認ください。

4 その他

- （1）新たに保育の必要性の認定を取得する方は保育課で手続きをしてください。
- （2）上記（1）以外の提出書類については、原則として保育園を通して提出いただきます。

＜お問い合わせ先＞

制度の利用や提出書類については、保育園にご相談ください

【荒川区 子ども家庭部保育課】

（代表）03-3802-3111

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・補助制度に関すること | 保育管理係（内線）3845、3822 |
| ・保育の必要性の認定に関すること | 入園相談係（内線）3825～27、3847 |

